

## 西宮市生活支援コーディネーター設置事業実施要綱

### (目的)

第1条 西宮市生活支援コーディネーター設置事業（以下、「事業」という。）は、生活支援コーディネーター（以下、「コーディネーター」という。）を設置し、地域住民をはじめ、NPO法人、民間企業、協同組合、ボランティア、社会福祉法人等の事業主体（以下、「事業主体」という。）と連携しながら、多様な日常生活上の支援体制の充実・強化を図ることを目的とする。

### (実施主体)

第2条 この事業の実施主体は、西宮市とする。ただし、事業の運営の全部又は一部を、西宮市社会福祉協議会（以下「運営者」という。）に委託するものとする。

### (事業内容)

第3条 コーディネーターは、多様な主体による多様な取り組みのコーディネートを担い、地域での一体的な活動を推進するため、次の各号に定める業務を実施するものとする。

#### (1) 地域資源の開発

- ・地域に不足するサービス・支援の創出
- ・サービス・支援の担い手の養成
- ・元気な高齢者などが担い手として活動する場の確保

#### (2) ネットワーク構築

- ・関係者間の情報共有
- ・サービス提供主体間の連携の体制づくり

#### (3) ニーズと取組のマッチング

- ・地域の支援ニーズとサービス提供主体の活動をマッチング
- ・サービス提供主体の活動ニーズと活用可能な地域資源をマッチング

### (職員の配置等)

第4条 市は、事業の実施に際し、以下の各号のいずれかを満たす者をコーディネーターとして市長が必要と認める数を配置する。

- (1) 社会福祉士または社会福祉任用主事の資格を有する者
- (2) 地域活動支援業務の経験年数が3年以上ある者

### (運営の公正・中立性の確保)

第5条 運営者は第3条に掲げる事業を実施するに際し、公正・中立性の確保に努め適正な運営に努めなければならない。

(事業実施の留意事項)

- 第6条 運営者は、相談・支援内容について記録台帳により適切な管理を行うものとする。
- 2 運営者は、事業の実施に当たっては、個人情報の保護が図られるよう留意するものとする。
  - 3 運営者は、年間の事業計画を定めるとともに、月間の事業計画を定め、計画的に実施するものとする。
  - 4 運営者は、定期的に事業の実施状況を市へ報告するとともに必要な指示を仰ぐものとする。
  - 5 運営者は、相談を受けた場合、速やかに必要な活動を展開するものとする。
  - 6 運営者は、この事業に係る経理と他の事業に係る経理とを明確に区分するものとする。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、この事業の実施について必要な事項は、市長が別に定める。

付則

この要綱は、平成27年4月1日から適用する。

付則

この要綱は、平成28年4月1日から適用する。